

令和 8 年度三川町経営強化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町の地域経済の活性化を図るため、町内の企業等が行う経営強化事業に対し、予算の範囲内で経営強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和 3 8 年規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、本町において経営強化事業に取り組む次の各号のいずれかに該当する者で、町税の滞納がない者とする。

(1) 町内に本店又は主たる工場等を有する法人、団体又は個人。ただし、法人の場合は、中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する企業。）に限る。

(2) 前号に掲げる者が構成員の 3 分の 2 を占める団体等

(3) その他町長が適当と認める者

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象事業、対象経費、補助率及び補助金の限度額等は、別表のとおりとする。

2 国、県及び町等から交付を受ける他の補助金等と重複する経費は、補助対象経費としないものとする。

3 第 1 項の規定において補助金に千円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、令和 8 年度三川町経営強化支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 収支予算書（様式第 3 号）

(3) 事業の内容及び経費が分かる書類（カタログや設計図、見積書等）

(4) 町税の直近の納税証明書

(5) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第 5 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和 8 年度三川町経営強化支援事業費補助金実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 事業実施状況報告書（様式第 5 号）

(2) 収支精算書（様式第 3 号）

(3) 補助対象経費の支払いを証する書類（請求書、領収書等）

(4) 補助対象事業の実施完了が分かるもの（状況写真等）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告等の提出期限は、補助事業の完了後 3 0 日を経過する日又は令和 9 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第 6 条 町長は、前条の規定に基づく報告によりその内容が適当であると認めた後において、

補助金の交付請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、申請者が虚偽の申告により補助金の交付を受けたときは、交付した補助金を返還させることができる。

(書類の保管)

第8条 補助金の交付を受けた者は、交付に係る証拠書類を、交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

対象事業	対象経費	補助率等
事業継続事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続、生産性の向上のための機械装置・工具器具等の備品購入費（専用性のあるものに限る。中古品も可） ・キャッシュレス決済の導入に係る備品購入費（ソフトウェア購入費等を含む） ・製造、販売、営業するうえで必要と認められる届出、許可等に必要経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1／2以内 ・限度額10万円 ・補助金の交付は一会計年度につき1回までとする。
販路拡大事業	<p>受注機会の拡大をめざし、町外で開催される商談会、見本市等に参加し、町内製品の販売、技術PR等を行うための経費（交通費、宿泊費、出展料、消耗品費等）。ただし、一般消費者への販売が主な物産展、即売会等は対象外。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1／2以内 ・限度額5万円／件 ・補助金の交付は一会計年度につき1回までとする。
研修・技術資格取得事業	<p>業務上必要な資格の取得及び業務上必要な技術の研修への参加に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1／2以内 ・限度額5万円／件 ・補助金の交付は一会計年度につき1回までとする。
情報発信事業	<p>ホームページの新規作成、更新等、商品等の魅力を広く発信するために要する経費。ただし、ホームページの維持管理費用は対象としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1／2以内 ・限度額10万円 ・補助金の交付は1回限りとする。

その他留意事項

1. 消費税及び地方消費税は、補助対象経費としない。
2. 汎用性がある設備等の購入費は、補助対象外とする。
3. 交通費及び宿泊費については実費とし、三川町一般職の職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第2号）の規定に基づく額を上限とする。
4. 交際費、慶弔費、飲食費及び親睦会費に類する経費は、補助対象外とする。
5. 交付決定前に支払いしたものについては、補助対象としない。